

旭川市包括的支援体制整備検討会の概要

1 目的

日常生活上の支援が必要な高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等（以下「高齢者等」という。）が、住み慣れた地域で、地域の人々と交流し、不安や孤独を感じることなく、安心して在宅生活を続けるための生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）に係る体制の整備その他これを促進する事業について検討する。

2 所掌事務

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完
- (2) 地域ニーズ及び既存の地域資源の把握並びに情報の見える化の推進
- (3) 生活支援等サービスに係る企画、立案及び方針の策定
- (4) 地域づくりにおける情報交換、意識の統一及び働き掛け
- (5) その他事業に関して必要な事項

3 旭川市包括的支援体制整備検討会の設置経過

- (1) 旭川市生活支援体制整備事業の実施（平成 30 年度から）

高齢者の生活支援等サービスに係る体制整備を推進することを目的として事業を開始。

事業の実施に当たり、市全域を担当する第1層の生活支援コーディネーター（以下「SC」と言う。）と日常生活圏域を担当する第2層のSCをそれぞれ配置するとともに、第1層のSCが事業目的達成のために開催する協議体として「旭川市生活支援体制整備検討会」を開催してきた。

- (2) 旭川市地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業の実施（令和4年度から）

国が実施する重層的支援体制整備事業（「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業）を活用して、本市が取組を開始した標記事業の一部として生活支援体制整備事業を再編した。

これに伴い生活支援体制整備事業における支援対象が、日常生活上の支援が必要な高齢者等に拡大されたことを受け、福祉多分野の参加者による生活支援等サービスに係る体制整備を推進することを目的として、第1層のSCが開催する協議体である「旭川市包括的支援体制整備検討会」を開催する。

4 令和4年度 旭川市包括的支援体制整備検討会について

- (1) 参加期間 参加者として決定した日から令和5年3月31日まで
- (2) 会議の開催 1回の開催を予定（3月中下旬を予定）
- (3) 謝礼 1回につき2,000円